規則第四条第二号口前段	官公署若しくは個人番号利用事務等実施者から発行され、若しくは発給されたこれに類する書類その他これらであって個人番号利用事務実施者が適当と認めるもの（当該提供を行う者の個人番号及び個人識別事項が記載されているものに限る。）	規則第四条第二号口後段	個人番号利用事務実施者が適当と認める方法
規則第四条第二号ニ	個人番号利用事務実施者が適当と認める方法		

個人番号カード又は通知カード	住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第十一条に規定する住民票の写し又は住民票記載事項証明書（以下「住民票の写し」という。）であって、氏名、出生の年月日、男女の別、住所及び個人番号が記載されたもの	本人交付用税務書類又は官公署若しくは個人番号利用事務等実施者が発行し、若しくは発給をした書類で個人番号及び個人識別事項の記載があるもの	自身の個人番号に相違ない旨の本人による申立書（提示時において作成した日から六か月以内のものに限る。）
還付された個人番号カード又は還付された通知カード	個人番号利用事務等実施者の使用に係る電子計算機と個人番号の提供を行う者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用して本人から提供を受ける方法（以下「個人番号の提供を受ける送信」という。）	個人番号利用事務等実施者の使用に係る電子計算機と個人番号の提供を行う者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用して本人から提供を受ける方法（以下「個人番号の提供を受ける送信」という。）	国税手続電子証明書（国税関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する省令（平成十五年財務省令第七十一号）第一条第一項第一号オ（ンに規定する電子証明書をいう。）及び同号ロ（二に該当する電子証明書をいう。）及び地方税手続電子証明書（国税関係法令に係る情報通信の技術の利用に関する省令（平成十五年財務省令第七十一号）第一条第一項第一号オ（ンに規定する電子証明書をいう。）及び同号ロ（二に該当する電子証明書をいう。）及び地方税関係手続に係る情報通信の技術の利用に関する法律（平成十五年法律第百五十一号）第二条第一項に規定する電子署名をいう。）を行われた当該提供に係る情報（個人番号利用事務実施者が提供を受ける場合に限る。）
規則第四条第二号ニ	個人番号利用事務実施者が適当と認める方法		

規則第六条第一項第三号	官公署又は個人番号利用事務等実施者から本人に対し一に限り発行され、又は発給された書類その他これらに類する書類であって、個人番号利用事務実施者が適当と認めるもの	本人の署名及び押印並びに代理人の個人識別事項の記載及び押印があるもの（税理士法（昭和二十六年法律第二百三十七号）第二条第一項の事務を行う者から個人番号の提供を受ける場合を除く。）	税理士証票
規則第七条第一項第二号	官公署から発行され、又は発給された書類その他これに類する書類であって、令第十二条第一項第一号に掲げる書類に記載された個人識別事項が記載され、かつ、写真の表示その他の当該書類に施された措置により当該書類の提示を行う者が当該個人識別事項に係る特定の個人と同一の者であることを確認することができるものとして個人番号利用事務実施者が適当と認めるもの	個人番号カード、運転免許証、旅券その他官公署又は個人番号利用事務等実施者から本人に対し一に限り発行され、又は発給をされた書類であって、個人の識別事項の記載があるもの（提示時において有効なものに限る。）若しくはその写しの提示を受け、又は個人番号の提供を行う者の使用に係る電子計算機による送信を受けること	写真付身分証明書等
規則第七条第二項	登記事項証明書、印鑑登録証明書その他これらに類する書類であって、当該法人の商号又は名称及び本店又は主たる事務所の所在地の記載があるもの（提示時において有効なものに限る。）又は発行若しくは発給をされた日から六か月以内のものに限る。以下「登記事項証明書等」という。）	個人番号関係事務実施者が本人であることの確認を行った上で本人に対し一に限り発行する識別符号等により認証する方法	写真付公的書類

	提供に係る情報の送信を受けること（個人番号関係事務実施者が提供を受ける場合に限る。）